

令和8年設楽町告示第23号

地方自治法第260条の2第10項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和8年4月28日

設楽町長 土屋 浩

- 1 認可地縁団体「神田財産管理会」の事務所所在地  
変更前 設楽町神田字空4番地  
変更後 設楽町神田字田代19番地1
- 2 認可地縁団体「神田財産管理会」の代表者の住所及び氏名  
変更前 設楽町神田字空4番地 金田昌浩  
変更後 設楽町神田字田代19番地1 原田守男
- 3 変更の年月日  
令和8年4月18日
- 4 変更の理由  
役職者の改選に伴い、事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名の変更を要するため。